

「空の移動革命」推進事業業務仕様書（案）

長野県企画振興部DX推進課

この仕様書は、「空の移動革命」推進事業を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

「空の移動革命」推進事業業務

2 業務趣旨

山岳県・長野県の特徴を踏まえて、ドローンや空飛ぶクルマの利活用を促進するための産学官から構成される推進体制を構築するとともに、県としてのビジョン及び将来に向けたロードマップを明確化することで、長野県での「空の移動革命」実現に向けた道筋をつける。

3 委託期間

契約日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務内容

受託者は、前記2に沿った業務趣旨の下、国機関や民間企業等の最新動向を踏まえ、専門的視点に立って次の業務を実施すること。

- (1) 『信州「空の移動革命」推進協議会（仮称）』企画・運営支援
- (2) 「空の移動革命」実現に向けた将来ビジョンの策定支援
- (3) 「空の移動革命」実現に向けたロードマップの策定支援

5 委託詳細

- (1) 『信州「空の移動革命」推進協議会（仮称、以下「協議会」と表記）』企画・運営支援

ア 長野県内での「空の移動革命」実現に向けて、委託者が企画・設立を進める、産学官が連携して実装・横展開に向けた検討・議論を行う協議会の企画・運営を支援する。

イ 協議会での検討・議論を通じて、長野県内での「空の移動革命」実現に向けたロードマップを策定することを念頭に、協議会の実施・運営方針（会議構成、実施回数、アジェンダ等）を事前に定めた上で、効率的な推進を図ること。

ウ 協議会での検討・議論を進めるために有益となる外部講師や企業・団体・枠組みなどは、専門的な見地から積極的に委託者に紹介し、連携の促進を図ること。

エ 各会議の運営に際しては委託者と適宜役割分担の上、運営を行うこと。

(会議運営における委託者と受託者の想定役割分担) ●：主担当／△：実施支援

項目		委託者	受託者
準備	会議の開催の決定（議題の設定）・主催	●	△
	会議資料作成（汎用的な会議運営資料等）	●	△
	会議資料作成（専門的な知見を要する資料等）	△	●
	会議会場の手配	●	—
	参加者への連絡・出欠確認	●	—
開催	議論のファシリテート	△	●
開催後	議事概要の作成	●	△
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理）	●	△

(2) 「空の移動革命」実現に向けた将来ビジョンの策定支援

- ア 協議会の検討・議論も踏まえつつ、長野県におけるドローン・空飛ぶクルマの活用場面・有望ユースケース等を想定し、県として実現を目指すべき「空の移動革命」に係る将来ビジョンの策定を支援する。
- イ 将来ビジョンの検討に際しては、長野県においてこれまで行ってきたドローン・空飛ぶクルマに係る検討・取組実績等を踏まえるとともに、他地域におけるドローン・空飛ぶクルマに係る取組動向、また、長野県の地域特性等を加味した上で、検討・整理を行うこと。

(3) 「空の移動革命」実現に向けたロードマップの策定支援

- ア 協議会の検討・議論、及び将来ビジョンの検討・整理結果を踏まえた上で、今後、長野県で「空の移動革命」を実現するに当たって必要な中長期的な取組を、時間軸と共に優先順位を付け整理したロードマップの策定を支援する。
- イ なお、令和 6 年度に、ロードマップで整理した内容を速やかに実行していくことを念頭に、次年度活動方針を別途詳細化の上、整理することとする。

(4) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ（PDF等の形式）で業務完了報告書を提出すること。

(5) 本事業の想定スケジュール及び協議会における議題は以下の通り。なお、実際の内容については、受託者が専門的な見地から提案を行い、委託者と協議のうえ決定を行うこととする。

(7～9月) 協議会設立（キックオフ）・意見交換

- ・設立趣旨共有、産学官それぞれの期待、今後の進め方や体制案の認識合わせ
- ・ドローン導入事例やエアモビリティに関する最新情報の共有、意見交換

(10～11月) ユースケース検討弾込め・ロードマップ検討・

- ・各関係者のユースケース提案や関係機関への要望など、今後の検討に向けたプレスト

- ・ロードマップのアウトライン案提示、学識経験者等中心に意見交換
(12～1月) ロードマップ策定・次年度活動への調整等
- ・ロードマップ（最終案）について、最終調整、決定
- ・次年度に向けた有望ユースケースの議論、ルート策定・環境整備等の調整、部会設置など

6 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に委託者に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、委託者に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

7 権利関係

- (1) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (2) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (3) 受託者は、本事業完了後、委託者が指定する日までに電子データ（PDF 形式及び Word 等の編集可能な形式）で制作物を委託者に提出すること。
- (4) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 受託者は、法令並びに本県の条例、規則及び規程を遵守し、委託者が最適な成果を得られるよう誠実に本委託業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務遂行の際は、委託者と十分協議を行うこと。
- (3) 仕様書に定めのない事項その他の本業務の進め方等について調整や疑義が生じた場合は、その都度、委託者と十分な協議をした上で実施すること。